

附属書八C 自由職業サービス

1 各締約国は、職業上の資格、免許又は登録の承認に関する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスを特定するよう努めるため、自国の領域内の関係団体（以下この附属書において「自国の関係団体」という。）と協議する。

2 各締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑にするため、自国の関係団体に対し、他の一又は二以上の締約国の関係団体との対話の機会を設けるよう奨励する。

3 各締約国は、自国の関係団体に対し、相互に関心を有する自由職業サービスの分野における職業上の資格、免許又は登録に関する相互承認のためのあらゆる形態の取決めについて、他の一又は二以上の締約国の関係団体と交渉するよう奨励する。

4 各締約国は、自国の関係団体に対し、職業上の資格、免許及び登録の承認に関する合意の作成に当たり、自由職業サービスに関する合意を考慮するよう奨励する。

5 締約国は、実行可能な場合には、追加的な筆記試験を必要とすることなく、外国のサービス提供者の本

国における免許又は認められた職業団体の構成員としての地位に基づいて、次のことを検討することができる。

- (a) 一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとること。
- (b) 適当な場合には、(a)に規定する免許を付与し、又は登録を許可すること。

この一時的又は限定的な免許の制度については、外国のサービス提供者が当該締約国の関係する免許要件を満たす場合には、当該サービス提供者が当該締約国の免許を取得することを妨げるために運用すべきではない。

6 各締約国は、1から3までに規定する活動を円滑にするため、自国の関係団体に対し、相互に受け入れた範囲において相互に受け入れることができる職業上の基準を作成するために作業するよう奨励する。当該基準には、次の事項を含むことができる。

- (a) 教育
- (b) 試験
- (c) 経験

(d) 行動及び倫理

(e) 自由職業家の能力開発及び資格証明の更新

(f) 業務の範囲

(g) 現地に関する知識

(h) 消費者の保護

7 他の締約国の要請があつた場合において、実行可能なときは、要請を受けた締約国は、自由職業サービス提供者の免許及び資格証明のための基準に関する情報を提供し、又はこれらの基準について協議するた
めの適当な規制機関その他の団体に関する情報を提供する。

8 各締約国は、自国の関係団体に対し、関連する職業について共通の基準を作成するに当たり、該当する
場合には国際的な枠組みを参照するよう奨励する。

9 締約国は、サービス及び投資に関する委員会を通じてこの附属書の規定の実施を定期的に検討すること
ができる。